平成31(2019)年度 部活動の基本方針

宇都宮市立宝木中学校

1 部活動の目的

スポーツ・文化・科学・芸術等に親しみ、互いに教えあったり、励まし合ったりしながら、楽しさ や喜びを味わうとともに、自主性や社会性を育てたり、互いを思いやる心や人間関係を育むことによ り、豊かで充実した学校生活を創造する。

2 本年度の部活動(予定)

運動部	文化部		
野球	吹奏楽		
サッカー	演劇		
ソフトテニス(男子・女子)	美術		
バスケットボール(男子・女子)			
バレーボール(女子)			
バドミントン (男子・女子)			
卓球(男子•女子)			
剣道(男子・女子)			
柔道(男子•女子)			
特設駅伝部(男子・女子)			

※生徒の希望がある場合、大会のみ参加(水泳、体操、スケートなど)

3 活動計画

- (1)毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 毎月の活動計画や大会・コンクール等の開催予定などを、事前に生徒・保護者に伝える。

4 活動時間及び日数

(1)朝の活動

7:10~7:50

(確認事項)

- 集合時間については、7:00より早くならないこと。
- ・開始時間より前に活動をしないこと。
- ・終了時刻を守るとともに、遅刻をしないこと。
- ・活動場所で制服に着替えてから教室に向かうこと。
- ※実施する場合には、生徒の健康や生活リズムを配慮する。

(2) 放課後の活動

<u>, </u>			
月		活動終了	完全下校
4 5	1 ~ 14	18:00	18:15
	15~ 30	18:15	18:30
	1 ~ 14 15 ~31		
6	1 ~ 14	18:30	18:45
	15 ~30		
	1 ~ 20		
	21 ~31	夏季休業	
8	1 ~ 25 26~ 31		
9	1 ~ 16	18:00	18:15
	17 ~30	17:45	18:00
10	1 ~ 16	17:30	17:45
	17 ~31	17:15	17:30
11	1 ~ 14		17:15
	15 ~30	17:00	
12	1 ~ 14		
	15 ~25		
	26 ~31 1 ~ 7	冬季休業	
1	8 ~ 14		17:15
	15 ~31	17:00	
2	1 ~ 14	17:15	17:30
	15~29		
3	1 ~ 15	17:30	17:45
	16~ 31	17:45	18:00

※H30年度より変更

(3)活動時間及び休養日

① 休養日の設定

- ア)学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- イ)長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある 程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ウ)大会・コンクール前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養 日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意して、長期間連続して活動することがないようにする。

② 活動時間

- ア) 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ) 朝練習を行う場合には、部活動顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- ウ)練習試合や合同練習会等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、

1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

(4)長期休業中の活動について

・長期休業中も、「(3)活動時間及び休養日」と同様に、活動時間及び休養日を設定する。

(5) その他

- テスト5日前(土日を含む)は、部活動は行わない。ただし、大会等がある場合には相談する。
- ・水曜日は、休養日とし原則、部活動は行わない。水曜日に活動を行う場合には、別に休養日を設 定する。

5 指導にあたって

(1)活動内容

- 発達段階や体力, 技能等に応じて活動内容を配慮する。
- 部員一人一人の個性をしっかり見極め、伸ばす工夫をする。

(2) 事故防止及び健康管理

- ・関係する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。
- 環境条件(天候、気温など)について、十分安全に配慮した練習内容や活動時間とする。特に、熱中症について予防対策を徹底し、発生が疑われる際に適切に対応する。
- 生徒の心身の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応する。

(3)体罰の防止

• 勝利至上主義に陥らないよう留意し、体罰など力に頼った指導は絶対に行わない。

(4)外部指導者の活用

 外部指導者を活用する際には、学校の方針に従って指導を担えるよう、練習計画の相談や連絡、 生徒に関する情報交換など、顧問との協働体制を密にする。

(5) 大会や発表会等への適切な参加

- 適切かつ確実な生徒引率を行う。
- ・交通手段には、原則として公共交通機関を利用する。

(6) その他

- 個人で使用する物品については、高額なものを勧めることがないようにする。また、家庭の経済 状況により購入が困難な場合には、学校や部所有の物品を貸し出すなど、十分配慮する。
- 保護者会費や部費、大会参加費や交通費などの部活動の運営に係る経費について、保護者の経済 的負担が過重にならないようにする。
- 個人所有の購入については、原則として業者に保護者もしくは、生徒が直接購入すること とする。例外については副校長に相談するものとする。

6 部活動の入部(在部)・退部

(1) 入部(在部)

ア 1年生の加入の手順

- ①各部生徒代表による部活動紹介を聞く。
- ②部活動見学及び仮入部をする。
- ③担任に入部届を提出する。
- ④担任は確認後、部活動顧問に提出する。

- イ 2・3年生の加入の手順
 - ①担任に入部届(在部届)を提出する。
 - ②担任は確認後、部活動顧問へ提出する。

(2) 退部

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後に、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者の承諾を受け、退部届を担任が確認後、顧問に提出する。

7 部活動の創部・廃部

(1) 創部

- ア 創設の要望が生徒、保護者、もしくは職員などから出された場合には、部活動顧問会議を開き創設の是非を話し合い、その後職員会議を経て校長決済を仰ぐこととする。
- イ なお、創部の是非に関しては職員の賛成過半数を目安とする。
- ウ 倉暗の際には最低人数を創留の際に満たなさければ認められない。
- エ 顧問の人数や学校の状況により検討するものとする。

(2) 廃部

ア 年度当初の入部段階で、その年度の1年生入部者が最低活動人数を満たしていない場合、次年度の新 1・2年生の入部希望者の合計が最低活動人数に達しなければ廃部となる。なお、以降の新たに部員を 加えることは認めない。

このことについては、その年度の1年生入部者が小学校6年生時の新入生保護者説明会で説明しておく。 さらに年度当初の入部希望をとる際にも説明するものとする。

廃部になる場合、新2年生は新3年生の引退(運動部は総体、吹奏楽部・美術部は文化祭、演劇部は うつのみやジュニア芸術祭)をもって転部または退部とする。

イ 廃部を規定する最低活動人数は以下のとおりとする。ただし、団体競技等で、合同チームなど措置が取られる場合は、この規定に準じない。

野球 サッカー 男バスケ 女バスケ バレー 男/パテュス 女/パテュス 卓球 剣道 9人 7人 5人 5人 6人 4人 4人 4人 3人 柔道 吹奏楽 美術 演劇 男3人 女2人 3人 3人 3人 ※卓球、剣道、柔道については男女いずれかで

- ウ 顧問の異動等によって廃部とすることもあり得る。
- エ 廃部についてはPTAに理解を得るとともに、最終決定は校長とする。